

○青梅市養育支援訪問事業実施要綱

平成28年4月1日実施

改正

平成29年7月20日

令和5年4月1日実施

令和6年4月1日実施

青梅市養育支援訪問事業実施要綱

1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業およびとうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成27年5月27日付け福保子家第1628号）に規定する産後家事・育児支援事業にもとづき、子どもの養育について支援が必要である家庭に対し、専門相談員等による具体的な養育に関する指導助言、子育て経験者等による育児、または家事の援助、相談等を訪問によって実施することにより、育児負担の軽減を図るとともに孤立化や産後うつ等の未然防止を図り、当該家庭における適切な児童の養育を確保することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（以下「実施事業者」という。）へ委託して実施できるものとする。

3 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）専門的相談支援事業

青梅市こども家庭センター専門相談員、青梅市要保護児童対策地域協議会構成員等による家庭訪問を実施し、養育状況改善のための相談、指導、助言等の支援を行う。

（2）育児支援ヘルパー事業

育児および家事が困難な妊産婦に対し、援助を行うもの（以下「育児支援ヘルパー」という。）を派遣することにより、育児および家事の援助、助言等を行う。

4 事業の対象者

（1）事業の対象者は、市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者で次のいずれかに該当する者とする。

ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する者

イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする者

ウ 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の者で、育児不安の解消や養育技術の提供等を必要とするもの

エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にあり、養育状況の改善等に支援を必要とする者

オ 児童養護施設等の退所または里親委託の終了による家庭復帰後の自立に向けた支援を必要とする者

カ 公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童および3歳児から5歳児までの者で保育所、幼稚園等に通っていない児童をいう。）のいる支援を必要とする者

キ その他市長が支援を必要とする者と認めるもの

（2） 前項第2号に規定する事業については、前号に規定するほか、次のいずれにも該当する者とする。

ア 出産予定日まで1か月以内または出産後6か月以内の者

イ 日中、妊産婦または乳児を介助する者が他にいない者

ウ 身の回りのことや家事、育児が困難な者

5 育児支援ヘルパーの派遣内容

育児支援ヘルパーの派遣は、次に掲げる基準により実施する。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（1） 派遣時間等 午前8時から午後6時まで（1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までを除く。）

（2） 派遣回数 1日1回（2時間以内）とし、一度の出産につき12回までとする。

（3） 派遣範囲 派遣の範囲は、市内 とし、かつ、妊産婦が在宅するときに限るものとする。

6 育児支援ヘルパーの支援内容

育児支援ヘルパーの行う支援は、次に掲げるもののうち、支援が必要と認められるものとする。

（1） 食事の支度等

（2） 食材、生活必需品等の買い物

（3） 衣類の洗濯

（4） 居宅の掃除

- (5) もく浴の補助
- (6) 育児の補助、助言および相談
- (7) 検診等の付添

7 利用の申請

育児支援ヘルパーの派遣を希望する者は、事前に育児支援ヘルパー利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

8 利用の承認

市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、第4項に規定する事業の対象者に該当するか否かを審査の上、利用の可否を決定し、当該申請書を提出した者に対し、育児支援ヘルパー利用承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

9 利用の通知

市長は、前項の規定により利用を承認した場合は、実施事業者に対し、育児支援ヘルパー利用依頼通知書（様式第3号）により通知するものとする。

10 利用者負担金等

- (1) 第8項の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該世帯の区分に応じて次の表に定める額を負担しなければならない。

区分	利用者負担金（1回2時間）	
	2回まで	12回まで
生活保護受給世帯に属する者	無料	免除
市民税非課税世帯に属する者		
特に養育困難と認められる者		
上記以外の者		1,000円

- (2) 前号に定めるもののほか、育児支援ヘルパーが生活必需品の買物、その他の支援を行う際、移動に要する交通費等が必要な場合、利用者はその実費相当額を負担しなければならない。
- (3) 利用者は、前号に規定する負担金を、育児支援ヘルパーに直接支払うものとする。
- (4) 利用者は、自己の都合により、育児支援ヘルパーの利用を取り消した場合は、次の表の区分に応じて定める額を取消料として、育児支援ヘルパーに直接支払うものとする。

11 利用承認の取消し等

市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 申請の内容に重大な虚偽が発見されたとき。

(2) 利用目的に反する行為をしたとき。

(3) その他市長が取り消すことまたは停止することが妥当と判断したとき。

12 取消し等の通知

市長は、前項の規定により利用の承認を取り消し、または停止するときは、育児支援ヘルパー利用承認取消・利用承認停止通知書（様式第4号）により当該利用の承認を受けた者に通知するものとする。

13 守秘義務

育児支援ヘルパーは、第6項に定める支援を行うに当たり、当該支援に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

14 関係機関との連携

市長は、この事業の円滑な運営を図るため、こども家庭センターその他関係機関と密接な連携を図るものとする。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

16 実施期日

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

17 経過措置

(1) 青梅市育児支援ヘルパー事業実施要綱（平成20年8月1日実施）は、廃止する。

(2) この要綱の一部改正は、平成29年7月20日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

(3) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

(4) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

様式（省略）